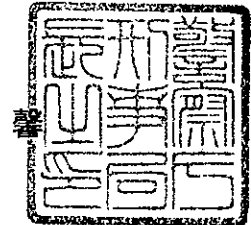
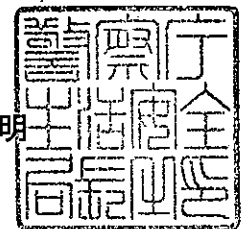


警察庁丙刑企発第98号  
警察庁丙捜一発第63号  
警察庁丙生企発第136号  
警察庁丙生経発第14号  
警察庁丙交企発第131号  
警察庁丙交指発第34号  
消安全第318号  
平成24年11月16日

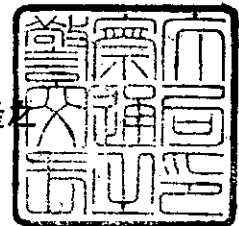
警察庁刑事局長 舟本



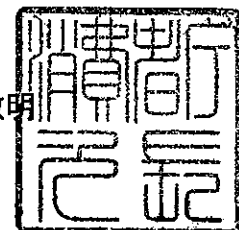
警察庁生活安全局長 岩瀬 充明



警察庁交通局長 石井 隆



消費者庁次長 松田 敏明



警察庁と消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法の一部を改正する法律（平成24年法律第77号）の施行に当たり、その運用は下記によることとし、警察による犯罪捜査と調査委員会による事故等原因調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう、互いに協力することを確認する。

## 記

### 1 情報提供

調査委員会から警察に対し、事故等原因調査に資する情報の提供の要請があったときは、警察は支障のない限りこれに応じるものとし、警察から調査委員会に対し、犯罪捜査に資する情報の提供の要請があったときは、調査委員会は支障のない限りこれに応じるものとする。

### 2 相互の調整等

- (1) 警察による犯罪捜査と調査委員会による事故等原因調査が競合する場合において、調査委員会、委員長、委員若しくは専門委員又は消費者庁職員が消費者安全法第23条第2項若しくは第3項又は第27条第2項若しくは第4項の規定による処分（以下「法第23条第2項等の規定による処分」という。）をするときには、警察と調査委員会又は消費者庁は、事前に協議し、犯罪捜査と事故等原因調査が相互に支障をきたさないように調整を図るものとする。
- (2) 調査委員会から警察に対し、法第35条の規定による協力の要請があったときは、警察は支障のない限りこれに応じるものとする。
- (3) 警察から調査委員会に対し、調査委員会の科学的な知見の活用その他の捜査に必要な協力の要請があったときは、調査委員会は支障のない限りこれに応じるものとする。
- (4) 法第23条第2項等の規定による処分は、警察に対しては、これを行行使しないものとする。
- (5) 警察と調査委員会は、事故等原因調査の実施状況等を踏まえ、本書の実施について、必要に応じ、細目を検討するものとする。